

ご近所接続奨励金のご案内

R 6. 4 月

ご近所同士のお誘い合いで下水道の利用を考えてみませんか。

<奨励金交付までの流れ>

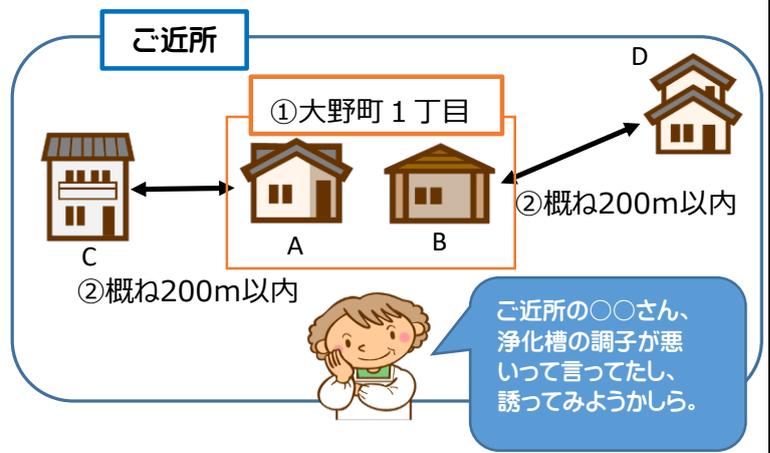
1 ご近所同士のお誘い合いでグループ形成

【グループの条件】

- ・2軒以上の専用住宅や店舗併用住宅、区分所有建物（住居用途）の所有者でグループをつくること
- ・グループの対象の建物全てが単独浄化槽またはくみ取り便所から公共下水道へ接続すること
※合併浄化槽からの接続や新築・改築に伴う接続は、グループ対象外となります。
- ・グループの対象の建物が、ご近所内にあること
⇒ご近所とは ① 基準とするひとつの行政区
② ①内の排水設備工事を施工する建物から直線距離で概ね200m以内

【奨励金額】

- 2軒グループ 建物1軒につき3万円
- 3軒グループ 建物1軒につき6万円
- 4軒グループ 建物1軒につき8万円
- 5軒以上グループ 建物1軒につき10万円



2 同一の指定工事店に工事を発注

- ・グループとなった建物の排水設備工事は、大野市内に営業所のある同一の指定工事店に発注してください。
- ・グループ内の排水設備工事の申請は、同一時期（※）に行ってください。
※排水設備等計画確認申請書の受付日が3か月の範囲におさまること



3 グループ内全ての工事完了

- ・グループの代表者は、「ご近所接続奨励金交付対象グループ登録届」を市に提出してください。
- ・届には指定工事店の証明（単独浄化槽またはくみ取り便所からの転換であること）が必要です。

4 奨励金の交付申請（請求）

- ・市から、奨励金の対象者全員に「ご近所接続奨励金交付申請書兼請求書」の様式を送付しますので、必要事項を記入し、提出してください。
※税金や上下水道事業（水道、下水、簡水、農集）に係る料金等に滞納がある場合は、交付対象外

5 奨励金（3～10万円）の受領

- ・請求書に記載された口座に奨励金（1軒につき3～10万円）を交付します。 ※予算の範囲内で交付

【問合せ先】大野市 上下水道課

〒912-0011 大野市南新在家28-3-2 TEL:0779-66-1111